

地域計画の変更内容に応じた協議の開催方法の目安

地域計画の内容を変更する場合は、地域の農業者等の皆さんによる協議（座談会等）を行い、変更内容についてあらかじめ地域の合意形成を図る必要があります。

協議の開催方法、時期、参集対象者、開催主体等については、変更の内容に応じて、市と申出者との間で調整する場合があります。

【協議の開催方法】

	変更内容の事例	地域計画変更のタイミング	協議の時期および開催方法
農業上の利用	定期的な更新 例) 利用権の設定や権利取得による <u>農業を担う者の変更</u> 例) 団体の法人化、相続など <u>実質的な変更を伴わない軽微な変更</u>	◎年度末変更 ※地域農業の実態に応じて随時変更も可能	時期：年度末 方法：対面協議または簡易協議
	地域農業の将来のあり方を見直す必要が生じる場合 例) 大規模な圃場整備 例) 法人による大規模な企業参入	○随時変更	時期：随時 方法：対面協議
農業外の利用	農振除外・農地転用 ※農振用用区域内の農地において目標地図で農業を担う者が位置づけられている場合	○随時変更 ※ <u>地域計画変更申出書の提出が必要</u>	時期：年3回 方法：簡易協議
	一時転用	●変更不要	
	営農型太陽光発電施設の設置に伴う一時転用	●変更不要 ※地域計画の変更は不要だが、協議の場で地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないことの確認が必要	時期：随時 方法：対面協議または簡易協議 ※対面協議の場合は設置者等が協議の場で説明を行うこと ※簡易協議の場合は設置者等が周囲の農業者等の関係者に対して事前に説明を行うこと